

地方分権改革推進本部の設置について

平成 19 年 5 月 29 日  
閣 議 決 定

1. 地方分権改革の推進に関する施策の総合的な策定及び実施を進めるため、内閣に地方分権改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

本部長           内閣総理大臣  
副本部長       内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）  
本部員           他のすべての国務大臣

（注）本部会合には、内閣官房副長官（政務及び事務）が出席する。

3. 本部長は、必要に応じ、特定の事項に関し、関係する本部構成員による審議の場を設けることができる。

4. 本部に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指名した官職にある者とする。

5. 本部の庶務は、内閣府の助け及び関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

6. 前各項に掲げるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。